

# 山梨県公報

第七百六十一号

平成十九年

五月二十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除の予定	三六一
県営土地改良事業の完了(四件)	三六一
県営土地改良事業計画の決定	三六一
道路の供用開始	三六二
道路の区域変更	三六二
その他	三六二
落札者等の決定について	三六二
正誤	三六二
平成十九年三月三十日付け号外第二十九号中(三件)	三六二

## 告示

### 山梨県告示第九十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
笛吹市御坂町大野寺字切久保二一六〇の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

### 山梨県告示第九十六号

県営土地改良事業(手打沢地区中山間地域総合農地防災)の工事は、平成十八年四月

二十八日をもって完了した。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第九十七号

県営土地改良事業(三珠地区農道環境整備)の工事は、平成十九年三月二十八日をもって完了した。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第九十八号

県営土地改良事業(清沢2期地区中山間地域総合農地防災)の工事は、平成十八年五月十日をもって完了した。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第九十九号

県営土地改良事業(富沢地区中山間地域総合整備)の工事は、平成十八年七月二十八日をもって完了した。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

### 山梨県告示第二百号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業(鳴沢地区県営中山間地域総合整備事業)の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類  
県営土地改良事業計画の写し
- 二 縦覧期間  
平成十九年五月二十二日から同年六月十八日まで

- 三 縦覧場所  
鳴沢村役場
- 四 異議申立期間  
平成十九年六月十九日から同年七月二日まで

**山梨県告示第二百一十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町大字内船字橋田 俣下八六五三番地先から 南巨摩郡南部町大字内船字橋田 俣下八六七六番地先まで		八二・四	平成十九年 五月二十一日

**山梨県告示第二百一十号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成十九年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 駒ヶ岳公園線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市白州町大字横手字原道上二二〇九番 の地先から 北杜市白州町大字横手字中込一四一八番の		旧	五・〇 二六・二	一三六・〇

二地先まで

新 七・六  
五二・六 一三六・〇

**その他**

● 落札者等の決定について  
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十九年五月二十一日

山梨県立中央病院管理局長 若 月 茂 樹

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
院内ネットワークセキュリティ管理業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県立中央病院管理局経営企画課 山梨県甲府市富士見一丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日  
平成十九年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社カルク 山梨県中央市乙黒百五十八番二
- 五 随意契約に係る契約金額  
三千四百二万円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

**正誤**

平成十九年三月三十日山梨県人事委員会規則第三号（山梨県職員給与に関する規則の一部を改正する規則）  
一ページ上段終わりから一行目「」を削る。  
一五ページ上段一六行目を三字下げる。

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年三月三十日山梨県人事委員会規則第四号（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

二〇

上

一

当該定める

当該各号に定める

平成十九年三月三十日山梨県人事委員会規則第五号（山梨警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則）

二二  
二二

下

終わりに  
終りから

「表第六  
に改め

別表第六  
に改め

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番